

新型コロナウイルス対策 市内事業者向け補助金の申請受付

問合せ先 産業振興課地域経済促進係 ☎3914

9/30(金)まで

市では、長期化する新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている市内事業者の皆さまを支援するため、感染予防の強化や With コロナ・After コロナに対応した新しい事業展開、新しい生活様式への対応等に取り組む皆さまを対象とした補助金の申請を受け付けています。

令和2年度及び令和3年度に同じ補助制度を利用された方は対象外です。

すでに工事着工・購入した備品については対象外です。

<各補助金の申請書類、申請マニュアルは、市ホームページ又は窓口で配布しています>

◇窓口：①下田市役所産業振興課

②下田商工会議所

新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金

【補助内容】 接客を主体とした事業所において行う感染予防、感染防止に向けた施設や設備の改修や備品等の購入にかかる経費

【補助対象】 市内に事業所を有する会社、会社以外の法人及び個人事業主で、令和4年5月1日時点で営業実態があり、かつ一般客が利用できる施設を有する事業者

【補助額】 補助対象経費の1/2以内で、補助額の上限は50万円

※ただし、補助対象経費10万円未満の整備は対象外となります。

<補助対象事業の例>

- ・換気や空気清浄等 ⇒ 空調機・換気扇の設置、窓の増設、空気清浄機の購入 等
- ・施設の改修 ⇒ 間仕切りの設置、カウンターやフロアの改修 等
- ・接触機会の減少 ⇒ バーコード注文システム、センサー式水栓化 等
- ・体調の把握 ⇒ サーモカメラ、サーモグラフィーの設置 等



※注意事項

- ①空調機、空気清浄機の機種選定においては、以下の事項に注意してください。
 - ・業務用で、機能や能力、台数が事務所の規模や構造等に適合していること。
 - ・エアコンは換気機能を、空気清浄機はウイルス除去機能を、それぞれ有していること。
- ②施設の改修は、ソーシャルディスタンスの確保や3密の防止を図るための改修に限ります。

中小企業販売力強化支援事業補助金

【補助内容】 販売力強化に向けたインターネットを利用した通販サイトの開設や EC モールへの出店等を行うための経費

【補助対象】 市内に事業所を有する中小企業者、経済団体等

【補助額】 中小事業者＝補助対象経費の2/3以内で、補助額の上限は20万円

経済団体＝補助対象経費の2/3以内で、補助額の上限は40万円

<補助対象事業の例>

- ・自社の EC サイトの開設（カート『買い物カゴ』機能を備えた通販サイト）
 - ⇒ 作成委託費、作成用ソフト購入、開設初期費用、サイト運用月額費用 等
- ・EC モールへの出店（楽天、Amazon、ヤフー等のサイトへの出店）
 - ⇒ モールに出店するための初期費用、モール出店にかかる月額費用



STOP!! 鳥獣被害 ～鳥獣から地域を守るために～

問合せ先 産業振興課農林係 ☎3914

市の現状

市内では、ニホンジカやイノシシ、サル等による農作物への食害や道路・法面を崩すなど生活環境への被害、農地や住宅地への出没などが確認されており、これらに関する相談が多く寄せられています。

このような相談に対応するため、現在市では鳥獣被害対策実施隊を設置し、農地への防護柵の設置方法に関する助言や市街地へと出没した動物の追払い、罠の設置による捕獲活動のほか、各種補助金による農林業者や狩猟者への支援なども行っています。



市の事業について

1、鳥獣被害防止対策事業費補助金

鳥獣による農林産物への被害を防止するため、田んぼや畑などに防護柵等を設置する際の費用を補助します。

補助額	原材料及び副資材費や外注加工等に係る費用の50%
限度額	10万円（認定農業者 20万円）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・同一箇所の申請は原則5年間不可。 ・同一の者による申請は同一年度で1回限り。 ・補助対象者は事業実施予定の土地所有者又はその土地の使用収益権を有する者。

2、鳥獣捕獲報償金

農林産物に被害をもたらす鳥獣の捕獲を奨励するため、市の捕獲許可を受けた方が捕獲した際に報償金を交付します。

		市	国	
対象鳥獣	イノシシ	5,000円	成獣 7,000円 幼獣 1,000円	
		ニホンジカ	5,000円	成獣 7,000円 幼獣 1,000円
	サル		30,000円	成獣 8,000円 幼獣 1,000円
		注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣の捕獲を行う際には市の捕獲許可が必要です。 ・捕獲許可を受けるには狩猟免許が要ります。

3、新規狩猟免許取得への補助金

鳥獣による農作物被害への対策として、対象鳥獣の捕獲活動に従事することができる者を確保するため、狩猟免許を取得する際に必要となる経費を補助します。

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・予備講習会受講料 ・試験申請手数料 ・猟友会入会金 ・狩猟税 ・医師の診断書作成料 ・免許登録手数料 ・その他必要経費
上限	上限30,000円（1,000円未満の端数切捨）
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内在住で市税を滞納していない者 2 新たに免許を取得する者 3 市内の鳥獣駆除に従事可能な者 以上3点を満たしている者。

